

外国人受入環境整備交付金交付要綱の改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 令和6年3月28日改正</p> <p>本文（略）</p> <p><u>附 則（令和6年3月28日改正）</u> <u>この要綱は、令和6年3月28日から施行する。</u></p> <p>別表1～2（別添（別紙新旧対照表）参照）</p>	<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 (新設)</p> <p>本文（略）</p> <p>(新設)</p> <p>別表1～2（別添（別紙新旧対照表）参照）</p>

(別表1)

整備事業の交付限度額及び交付額

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表1)

整備事業の交付限度額及び交付額

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表1)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	外国人住民数が <u>5,000人以上</u> の市町村	1,000万円	10/10
		外国人住民数が <u>1,000人以上 5,000人未満</u> の市町村	500万円	
		外国人住民数が <u>500人以上 1,000人未満</u> の市町村	300万円	
		外国人住民数が <u>500人未満</u> の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>5,000人以上</u>	1,000万円	10/10
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>1,000人以上 5,000人未満</u>	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人以上 1,000人未満</u>	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人未満</u>	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表1)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	外国人住民数が <u>5,000人以上</u> の市町村	1,000万円	10/10
		外国人住民数が <u>1,000人以上 5,000人未満</u> の市町村	500万円	
		外国人住民数が <u>500人以上 1,000人未満</u> の市町村	300万円	
		外国人住民数が <u>500人未満</u> の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>5,000人以上</u>	1,000万円	10/10
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>1,000人以上 5,000人未満</u>	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人以上 1,000人未満</u>	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人未満</u>	200万円	

(注1) 交付金事業の募集時の前年の1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表 2)

運営事業の交付限度額及び交付率

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	1,000 万円	1/2
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	1,000 万円	1/2

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表 2)

運営事業の交付限度額及び交付率

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	1,000 万円	1/2
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	1,000 万円	1/2

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表2)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	外国人住民数が 5,000人以上の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が 1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が 500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が 500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	参加市町村の外国人住民数の総合計が 5,000人以上	1,000万円	1/2
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人未満	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(別表2)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	外国人住民数が 5,000人以上の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が 1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が 500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が 500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	参加市町村の外国人住民数の総合計が 5,000人以上	1,000万円	1/2
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人未満	200万円	

(注1) 交付金事業の募集時の前年の1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。